

漁業法（昭和42年法律第267号）第58条において準用する第42条第1項の制限措置の内容及び
 石川県漁業調整規則第11条第1項の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。
 令和5年11月22日

小型機船底びき網漁業（手繰第3種漁業 なまこけた網）について

漁業の種類	制限措置						新規の許可・継続の許可	許可の有効期間	県漁協支所及び出張所（旧漁協又は地区）、都道府県	
	漁業種類	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数	船舶のトン数	推進機関の馬力数	作業区域 （緯度経度は世界測地系）	漁業時期				漁業を営む者の資格
小型機船底びき網漁業	小型機船底びき網漁業 （手繰第3種漁業 なまこけた網）	1	3.5ト未満	定めなし	下記の点ア、イ、ウ、エ及びオを順に結んだ直線と点アから点オ間の最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 ア：北緯37度8.182分、東経136度41.307分 イ：北緯37度7.710分、東経136度41.307分 ウ：北緯37度7.772分、東経136度41.995分 エ：北緯37度8.147分、東経136度42.323分 オ：北緯37度8.950分、東経136度42.323分	11月6日から翌年4月15日まで	次の(1)(2)(3)のいずれにも該当する者 (1) 漁船使用者。ただし、漁船使用予定者を含む。※ (2) 志賀町酒見から笹波に漁業根拠地又は使用船舶の根拠地を有する者。	新規	1年以内	西海

※「漁船使用者」・・・石川県の漁船原簿に登録された漁船を使用する者
 「漁船使用予定者」・・・起業の認可の申請に限り、石川県の漁船原簿に登録を予定している者

許可又は起業の認可を申請すべき期間
 令和5年11月22日から令和5年11月28日まで